

令和5年かすみがうら市議会第2回定例会
市長提出議案集

令和5年6月6日提出

かすみがうら市

目 次

1. 報告第 4 号 令和 4 年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について 1~2
2. 報告第 5 号 令和 4 年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について 3~4
3. 報告第 6 号 令和 4 年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について 5~7
4. 報告第 7 号 令和 4 年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について 8~9
5. 報告第 8 号 専決処分事項の報告について
〈損害賠償の額の決定及び和解〉 10~11
6. 承認第 2 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市税条例の一部を改正する条例〉
..... 12~21
7. 承認第 3 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する
条例〉 22~25
8. 承認第 4 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 1 号)〉
..... 26~36
9. 承認第 5 号 専決処分事項の承認を求めることについて
〈令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算(第 2 号)〉
..... 37~47

10. 議案第 33 号	かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部を改正する条例の制定について	48~50
11. 議案第 34 号	令和 5 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 3 号)	51~60
12. 議案第 35 号	令和 5 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	61~66
13. 議案第 36 号	市道路線の認定について	67~69
14. 議案第 37 号	市道路線の廃止について	70~72
15. 議案第 38 号	市道路線の変更について	73~75
16. 議案第 39 号	市道路線の変更について	76~78

(参考資料)

○ 付議事件 (条例) 条文新旧対照表	79~118
・ かすみがうら市税条例 新旧対照表	(79~105)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	(105~113)
・ かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表	(113~118)

報告第4号

令和4年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、令和4年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市一般会計継続費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳					
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金 (一般財源)	特定財源				
											国 県 支出金	地方債	その他		
10	教育費	3	小学校費	下稲吉中学校屋内運動場 整備事業	1,586,289,000	475,887,000	0	475,887,000	421,000,000	54,887,000	54,887,000	50,087,000	0	4,800,000	0
合 計					1,586,289,000	475,887,000	0	475,887,000	421,000,000	54,887,000	54,887,000	50,087,000	0	4,800,000	0

報告第5号

令和4年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和4年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国 支出	県 金	地方債		その他
2	総務費	1 総務管理費	複合交流拠点施設等整備に要する経費	28,611,000	28,611,000	0	14,305,500	0	0	14,305,500
3	民生費	2 児童福祉費	民間保育所に要する経費	7,200,000	7,200,000	7,200,000	0	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	認定こども園に要する経費	8,100,000	8,100,000	8,100,000	0	0	0	0
3	民生費	2 児童福祉費	家庭的保育に要する経費	360,000	360,000	360,000	0	0	0	0
6	農林水産業費	1 農業費	園芸振興に要する経費	5,512,000	5,512,000	0	2,756,000	0	0	2,756,000
8	土木費	2 道路橋梁費	道路維持管理に要する経費	51,959,000	51,958,100	0	28,081,944	21,300,000	0	2,576,156
8	土木費	2 道路橋梁費	市道整備に要する経費	124,821,000	124,820,036	0	63,280,417	28,800,000	0	32,739,619
8	土木費	2 道路橋梁費	(仮称)千代田PAスマートIC関連事業に要する経費	19,361,000	19,361,000	0	8,038,000	0	0	11,323,000
8	土木費	4 都市計画費	公園整備に要する経費	35,262,000	35,262,000	0	0	0	0	35,262,000
合 計				281,186,000	281,184,136	15,660,000	116,461,861	50,100,000	0	98,962,275

報告第6号

令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							企業債	工事負担金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
							円	円	円			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	1 配水施設 工事費	稲吉南2丁目地内 配水管撤去及び 新設工事	円 25,432,000	円 0	円 25,432,000	円 0	円 25,432,000	円 0	円 0	円 0	工事施工にあたり協議調整に 日数を要し、適正工期が確保 できなくなったが、早期完成 を図るため年度をまたいだ工 期設定とする。
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	1 配水施設 工事費	4 単独第8号 配水管新設工事	円 40,046,600	円 16,000,000	円 24,046,600	円 24,000,000	円 0	円 46,600	円 0	円 0	本工事施工中に茨城県用水供 給事業が有する送水管埋設位 置が当初設計位置と異なって いることが確認されたため、 本工事設計の見直しが必要と なり不測の日数を要し、年度 内完成が困難となったため。

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							内 訳					
							企業債	工事負担金	当 年 度 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	3 浄水場 施設費	4 単独第1号 霞ヶ浦浄水場 受変電設備 更新工事	円 272,800,000	円 109,000,000	円 163,800,000	円 163,000,0000	円 0	円 800,000	円 0	円 0	新型コロナウイルス感染症拡 大の影響及び世界的な半導体 不足の影響により機器製作に 不測の日数を要したため。

報告第7号

令和4年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和4年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書について、次のとおり報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和4年度かすみがうら市下水道事業会計繰越計算書

款	項	目	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源 内 訳			不用額	翌年度繰越 額に係る繰 越を要する たな卸資産 の購入限度 額	説明
							国 庫 支出金	企業債	当 年 度 損益勘定 留保資金			
							円	円	円			
1 資本的 支 出	1 建 設 改良費	5 流域下水 道 建 設 負 担 金	流域下水道 建設負担金	39,643,000	6,122,000	11,290,000	0	11,000,000	290,000	22,231,000	0	県流域下水道事業の水処理機 械電気設備工事において、機 械設備の想定外の劣化による 緊急修繕のため、工事を中断 したことによる

報告第8号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月29日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

市道の管理瑕疵に起因する物損事故による損害賠償の額の決定
及び和解について

- 1 事故発生日 令和4年5月30日（月）
- 2 事故発生場所 かすみがうら市加茂4262番1地先
- 3 相手方 （所在）千葉県成田市十余三122番地1
（名称）有限会社 太平洋物流 代表取締役 大木 章吾
- 4 事故の概要 市が管理する市道7034号線の道路用地から斜めに倒れていた樹木に、相手方が運転する運搬車両の後部コンテナ左側面が接触し破損した。
- 5 損害賠償額と和解の内容
 - (1) 過失割合 かすみがうら市 50%
相手方 50%
 - (2) 損害賠償額 かすみがうら市 659,221円
相手方 659,221円
 - (3) 市及び相手方は、示談書により、本件示談の他、互いに一切の債権債務関係がないことを確認する。

承認第2号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市税条例の一部を改正する必要が生じたため。

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

かすみがうら市長

令和5年かすみがうら市条例第16号

かすみがうら市税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市税条例（平成17年かすみがうら市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定によ

る申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条見出し中「方法」の次に「等」を加え、第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「こえる」を「超える」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」

に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

第98条第1項及び第5項中「施行規則第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

第101条第1項中「施行規則第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15

条第25項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第11項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第12項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第13項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条中第14項を次のように改める。

14 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、
3分の1とする。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第10条の4を削る。

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）①中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指

定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）①中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改め、第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条第1項中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- （2） 第34条の9第2項、第38条見出し及び第1項の改正規定、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日
- （3） 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

承認第3号

専決処分事項の承認を求めることについて

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

理 由

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が、令和5年3月31日に公布されたことに伴い、かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する必要があるため。

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年3月31日

かすみがうら市長

令和5年かすみがうら市条例第17号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第27条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第27条の2中「第28条の2」を「第28条の2第1項」に改める。

第28条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第5項中「第27条第1項」を「第27条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第6項、第7項、第9項から第12項まで、第15条及び第16項中「第27条第1項の」を「第27条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

承認第4号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和5年4月1日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）
別紙のとおり

理 由

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種について、令和4年度から切れ目のない接種体制を確保するとともに、厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、65歳以上などの重症化リスクが高い方に対して、春から夏の時期に前倒しで1回追加接種することが望ましいとされたため、本年5月からワクチン集団接種の体制を確保するにあたり、早急な予算措置をするため令和5年度一般会計補正予算（第1号）により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221,943千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,369,943千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月1日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,337,308	221,943	2,559,251
	1 国 庫 負 担 金	1,836,164	120,172	1,956,336
	2 国 庫 補 助 金	490,774	101,771	592,545
歳 入	合 計	18,148,000	221,943	18,369,943

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛 生 費		1,052,276	221,943	1,274,219
	1 保 健 衛 生 費	1,052,276	221,943	1,274,219
歳 出 合 計		18,148,000	221,943	18,369,943

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	2,337,308	221,943	2,559,251
16 県 支 出 金	1,344,837	0	1,344,837
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	42,001	0	42,001
19 繰 入 金	922,610	0	922,610
20 繰 越 金	220,000	0	220,000
21 諸 収 入	454,347	0	454,347

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,471,100	0	1,471,100
歳 入 合 計	18,148,000	221,943	18,369,943

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	139,890	0	139,890				
2 総 務 費	1,898,245	0	1,898,245				
3 民 生 費	6,253,783	0	6,253,783				
4 衛 生 費	1,052,276	221,943	1,274,219	221,943			
5 労 働 費	29,699	0	29,699				
6 農 林 水 産 業 費	761,752	0	761,752				
7 商 工 費	433,227	0	433,227				
8 土 木 費	1,858,975	0	1,858,975				
9 消 防 費	894,213	0	894,213				
10 教 育 費	2,774,046	0	2,774,046				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	18,148,000	221,943	18,369,943	221,943			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
4 衛生費国庫負担金	0	120,172	120,172	1 保健衛生費負担金	120,172	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金
計	1,836,164	120,172	1,956,336			

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

3 衛生費国庫補助金	27,386	101,771	129,157	1 保健衛生費補助金	101,771	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金
計	490,774	101,771	592,545			

3 歳 出

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明									
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額								
				国県支出金	地 方 債	そ の 他												
1 保健衛生 総 務 費	208,963	221,943	430,906	221,943				3 職 員 手当等	490	02 地域保健推進事業 0205 新型コロナウイルスワクチン 接種に要する経費 3 時間外勤務手当 490 7 ワクチン接種謝礼 7,076 10 消耗品費 400 11 通信運搬費 6,035 12 接種券等封入・封緘業務委託 8,147 12 相談体制等（コールセンター）設置委託 34,673 12 接種者情報等入力業務委託 7,693 12 ワクチン接種委託 146,053 12 集団接種会場運営業務委託 6,064 12 ワクチン配送業務委託 803 12 医療廃棄物処理委託 99 12 高齢者等接種会場送迎業務委託 671 12 追加接種に伴うシステム改修委託 1,760 13 集団接種会場使用料 1,979	221,943							
								7 報償費	7,076									
								10 需用費	400									
								11 役務費	6,035									
								12 委託料	205,963									
								13 使用料 及 び 賃借料	1,979									
								計	1,052,276			221,943	1,274,219	221,943				

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計	
		報酬	給料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計			
補正後	長等	4		27,286	8,761 (3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767
	議員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128
	計	919	112,351	27,286	25,655	3,484	168,776	24,171	192,947
補正前	長等	4		27,286	8,761 (3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767
	議員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128
	計	919	112,351	27,286	25,655	3,484	168,776	24,171	192,947
比較	長等								
	議員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	370 (12) 【 215】	【 296,148】	1,420,359	986,426 【 58,330】	2,406,785 【 354,478】	452,474 【 51,927】	2,859,259 【 406,405】
補正前	370 (12) 【 215】	【 296,148】	1,420,359	985,936 【 58,330】	2,406,295 【 354,478】	452,474 【 51,927】	2,858,769 【 406,405】
比較				490	490		490

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	50,498	4,007	51,402
	補正前	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	50,008	4,007	51,402
	比較						490		
	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
	補正後	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360	
補正前	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360		
比較									

承認第5号

専決処分事項の承認を求めることについて

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、承認を求めるもの。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

下記の件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、次のとおり専決処分する。

令和5年4月25日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）
別紙のとおり

理 由

食費等の物価高騰に直面し家計が悪化している低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することによって生活を支援するにあたり、早急な予算措置をするため令和5年度一般会計補正予算（第2号）により補正を行う。

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ46,583千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,416,526千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年4月25日 専決処分

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国 庫 支 出 金		2,559,251	46,583	2,605,834
	2 国 庫 補 助 金	592,545	46,583	639,128
歳 入 合 計		18,369,943	46,583	18,416,526

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民 生 費		6,253,783	46,583	6,300,366
	2 児 童 福 祉 費	2,341,967	46,583	2,388,550
歳 出 合 計		18,369,943	46,583	18,416,526

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	2,559,251	46,583	2,605,834
16 県 支 出 金	1,344,837	0	1,344,837
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	42,001	0	42,001
19 繰 入 金	922,610	0	922,610
20 繰 越 金	220,000	0	220,000
21 諸 収 入	454,347	0	454,347

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,471,100	0	1,471,100
歳 入 合 計	18,369,943	46,583	18,416,526

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	139,890	0	139,890				
2 総 務 費	1,898,245	0	1,898,245				
3 民 生 費	6,253,783	46,583	6,300,366	46,583			
4 衛 生 費	1,274,219	0	1,274,219				
5 労 働 費	29,699	0	29,699				
6 農 林 水 産 業 費	761,752	0	761,752				
7 商 工 費	433,227	0	433,227				
8 土 木 費	1,858,975	0	1,858,975				
9 消 防 費	894,213	0	894,213				
10 教 育 費	2,774,046	0	2,774,046				
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	18,369,943	46,583	18,416,526	46,583			

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国庫補助金	120,346	46,583	166,929	2 児童福祉費補助金	46,583	子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事業費補助金 25,250 子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）事務費補助金 506 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事業費補助金 20,000 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）事務費補助金 827
計	592,545	46,583	639,128			

3 歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
2 児童措置 費	685,986	46,583	732,569	46,583				3 職 員 手当等	531	01 児童措置事業 0101 児童扶養手当支給に要する経 費 3 時間外勤務手当 302 10 消耗品費 43 10 印刷製本費 63 11 通信運搬費 59 11 手数料 39 18 子育て世帯生活支援特別給 付金（ひとり親世帯分） 25,250 0102 児童手当支給に要する経費 3 時間外勤務手当 229 10 消耗品費 25 10 印刷製本費 63 11 通信運搬費 42 11 手数料 28 12 児童手当システム改修委託 440 18 子育て世帯生活支援特別給 付金（その他世帯分） 20,000	46,583
								10 需用費	194		25,756
								11 役務費	168		
								12 委託料	440		
								18 負担金 、補助 及び 交付金	45,250		
計	2,341,967	46,583	2,388,550	46,583							

給与費明細書

1 特別職

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費					共済費	合計		
		報酬	給料	期末手当	年間支給率 (月分)	その他の 手当			計	
補正後	長等	4		27,286	8,761	(3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731					59,731	397	60,128
	計	919	112,351	27,286	25,655		3,484	168,776	24,171	192,947
補正前	長等	4		27,286	8,761	(3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767
	議員	16	52,620		16,894	(3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731					59,731	397	60,128
	計	919	112,351	27,286	25,655		3,484	168,776	24,171	192,947
比較	長等									
	議員									
	その他の特別職									
	計									

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区分	職員数(人)	給与費				共済費	合計
		報酬	給料	職員手当	計		
補正後	370 (12) 【 215】	【 296,148】	1,420,359	986,957 【 58,330】	2,407,316 【 354,478】	452,474 【 51,927】	2,859,790 【 406,405】
補正前	370 (12) 【 215】	【 296,148】	1,420,359	986,426 【 58,330】	2,406,785 【 354,478】	452,474 【 51,927】	2,859,259 【 406,405】
比較				531	531		531

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	51,029	4,007	51,402
	補正前	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	50,498	4,007	51,402
	比較						531		
	区分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
補正後	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360		
補正前	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360		
比較									

議案第 33 号

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部
を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 5 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する
条例の一部を改正する条例

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成
27 年かすみがうら市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「34 教育長」を「35 教育長」に改め、同表 33 市長の
項の次に次のように加える。

34 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和 25 年法 律第 144 号）に準じて行う事務であって規則で定めるもの
-------	---

別表第 2 の 1 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情 報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報（以下「外国人生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの

別表第2の2 市長の項特定個人情報の欄、同表4 市長の項特定個人情報の欄、同表6 市長の項特定個人情報の欄及び同表7 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の9 市長の項特定個人情報の欄及び同表11 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の13 市長の項特定個人情報の欄及び同表14 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の15 市長の項特定個人情報の欄、同表17 市長の項特定個人情報の欄、同表18 市長の項特定個人情報の欄、同表19 市長の項特定個人情報の欄及び同表20 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の22 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの

(2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の23 市長の項特定個人情報の欄、同表26 市長の項特定個人情報の欄、同表27 市長の項特定個人情報の欄及び同表28 市長の項特定個人情報の欄に次の1号を加える。

(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

別表第2の29 市長の項特定個人情報の欄、同表30 市長の項特定個人

情報の欄及び同表 3 2 市長の項特定個人情報の欄を次のように改める。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの |
| (2) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの |

別表第 3 の 1 教育長の項特定個人情報の欄に次の 1 号を加える。

- (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第34号

令和5年度かすみがうら市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ268,332千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18,684,858千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,605,834	235,226	2,841,060
	2 国庫補助金	639,128	235,226	874,354
16 県支出金		1,344,837	3,267	1,348,104
	2 県補助金	397,451	3,267	400,718
20 繰越金		220,000	67,252	287,252
	1 繰越金	220,000	67,252	287,252
21 諸収入		454,347	△37,413	416,934
	5 雑入	411,772	△37,413	374,359
歳入合計		18,416,526	268,332	18,684,858

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,692,708	0	5,692,708
2 地 方 譲 与 税	230,384	0	230,384
3 利 子 割 交 付 金	2,493	0	2,493
4 配 当 割 交 付 金	34,064	0	34,064
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	22,414	0	22,414
6 法 人 事 業 税 交 付 金	77,000	0	77,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金	988,876	0	988,876
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	123,000	0	123,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	20,000	0	20,000
10 地 方 特 例 交 付 金	32,860	0	32,860
11 地 方 交 付 税	4,000,000	0	4,000,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	5,882	0	5,882
13 分 担 金 及 び 負 担 金	59,041	0	59,041
14 使 用 料 及 び 手 数 料	48,900	0	48,900
15 国 庫 支 出 金	2,605,834	235,226	2,841,060
16 県 支 出 金	1,344,837	3,267	1,348,104
17 財 産 収 入	18,175	0	18,175
18 寄 附 金	42,001	0	42,001
19 繰 入 金	922,610	0	922,610
20 繰 越 金	220,000	67,252	287,252
21 諸 収 入	454,347	△37,413	416,934

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	1,471,100	0	1,471,100
歳 入 合 計	18,416,526	268,332	18,684,858

2 歳 入

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1総務費国庫補助金	46,148	221,456	267,604	1 総 務 費 補 助 金	221,456	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時 交付金
2民生費国庫補助金	166,929	1,252	168,181	4 生活保護費補助金	1,252	生活保護適正化推進事業補助金
3衛生費国庫補助金	129,157	12,518	141,675	1 保健衛生費補助金	12,518	出産・子育て応援交付金
計	639,128	235,226	874,354			

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

3衛生費県補助金	15,710	3,267	18,977	1 保健衛生費補助金	3,267	出産・子育て応援交付金
計	397,451	3,267	400,718			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	220,000	67,252	287,252	1 繰 越 金	67,252	前年度繰越金
計	220,000	67,252	287,252			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

7雑入	374,742	△37,413	337,329	1 雑 入	△37,413	公立小中学校給食費 (現年度)
計	411,772	△37,413	374,359			

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		1,898,245	12,210	1,910,455
	1 総務管理費	1,587,373	12,210	1,599,583
3 民生費		6,300,366	127,036	6,427,402
	1 社会福祉費	3,354,346	124,530	3,478,876
	3 生活保護費	557,470	2,506	559,976
4 衛生費		1,274,219	103,774	1,377,993
	1 保健衛生費	1,274,219	103,774	1,377,993
7 商工費		433,227	23,600	456,827
	1 商工費	433,227	23,600	456,827
10 教育費		2,774,046	1,712	2,775,758
	2 小学校費	603,937	677	604,614
	3 中学校費	1,442,116	1,035	1,443,151
歳出合計		18,416,526	268,332	18,684,858

歳 出 (単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	139,890	0	139,890				
2 総 務 費	1,898,245	12,210	1,910,455				12,210
3 民 生 費	6,300,366	127,036	6,427,402	90,955			36,081
4 衛 生 費	1,274,219	103,774	1,377,993	100,061			3,713
5 労 働 費	29,699	0	29,699				
6 農 林 水 産 業 費	761,752	0	761,752				
7 商 工 費	433,227	23,600	456,827	8,352			15,248
8 土 木 費	1,858,975	0	1,858,975				
9 消 防 費	894,213	0	894,213				
10 教 育 費	2,774,046	1,712	2,775,758	39,125		△37,413	
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,001,892	0	2,001,892				
13 予 備 費	50,000	0	50,000				
歳 出 合 計	18,416,526	268,332	18,684,858	238,493		△37,413	67,252

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
9 地域振興費	68,118	12,210	80,328				12,210	12 委託料	12,210	01 自治振興事業 0101 自治振興に要する経費 12 コミュニティ施設整備実施 設計委託	12,210 12,210 12,210
計	1,587,373	12,210	1,599,583				12,210				

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉 総務費	328,357	124,530	452,887	89,703			34,827	3 職員 手当等	300	02 社会福祉事業 0205 やまゆり館管理運営に要する 経費 12 指定管理者委託（過年度超 過分） 0207 電力・ガス・食料品等価格高 騰緊急支援給付金（住民税非 課税世帯等）に要する経費 3 時間外勤務手当 10 消耗品費 10 印刷製本費 11 通信運搬費 11 手数料 12 電算システム改修委託 18 電力・ガス・食料品等価格 高騰緊急支援給付金	124,530 1,638 1,638 122,892 300 10 775 762 440 605 120,000
								10 需用費	785		
								11 役務費	1,202		
								12 委託料	2,243		
								18 負担金 、補助 及び 交付金	120,000		
計	3,354,346	124,530	3,478,876	89,703			34,827				

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護 総務費	86,731	2,506	89,237	1,252			1,254	12 委託料	2,506	02 生活保護等事業 0201 生活保護等総務事務に要する 経費 12 生活保護システム改修委託	2,506 2,506 2,506
計	557,470	2,506	559,976	1,252			1,254				

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

4 母子保健 事業費	61,720	19,056	80,776	15,785			3,271	1 報酬	756	01 母子保健推進事業 0104 出産・子育て応援に要する経 費 1 会計年度任用職員（公認心 理師等）報酬 3 会計年度任用職員期末手当	19,056 19,056 756 158
								3 職員 手当等	158		
								4 共済費	157		
								8 旅費	35		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4) 母子保健事業費							18 負担金、補助及び交付金	17,950	4 会計年度任用職員厚生年金保険料 91 4 会計年度任用職員雇用保険料 13 4 会計年度任用職員共済短期給付負担金 53 8 会計年度任用職員費用弁償 35 18 出産・子育て応援給付金 17,950	
6 保健衛生対策費	194,638	84,718	279,356	84,276			442 18 負担金、補助及び交付金	84,718	01 上水道企業補助事業 84,718 0101 上水道企業補助に要する経費 84,718 18 上水道事業補助金(物価高騰対策支援分) 84,718	
計	1,274,219	103,774	1,377,993	100,061			3,713			

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

2 商工振興費	233,960	23,600	257,560	8,352			15,248 18 負担金、補助及び交付金	23,600	01 商工振興事業 23,600 0101 商工振興に要する経費 23,600 18 一般貨物自動車運送事業原油価格高騰対策交付金 23,600
計	433,227	23,600	456,827	8,352			15,248		

(款) 10 教育費

(項) 2 小学校費

1 小学校管理費	603,937	677	604,614	23,186		△22,509	18 負担金、補助及び交付金	677	02 小学校管理運営事業 677 0202 小学校給食管理運営に要する経費 677 18 小学校給食費補助金 677
計	603,937	677	604,614	23,186		△22,509			

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

1 中学校管理費	1,442,116	1,035	1,443,151	15,939		△14,904	18 負担金、補助及び交付金	1,035	02 中学校管理運営事業 1,035 0202 中学校給食管理運営に要する経費 1,035 18 中学校給食費補助金 1,035
計	1,442,116	1,035	1,443,151	15,939		△14,904			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当	計			
補 正 後	長 等	4		27,286	8,761 (3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128
	計	919	112,351	27,286	25,655	3,484	168,776	24,171	192,947
補 正 前	長 等	4		27,286	8,761 (3.35)	3,484	39,531	7,236	46,767
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		69,514	16,538	86,052
	その他の特別職	899	59,731				59,731	397	60,128
	計	919	112,351	27,286	25,655	3,484	168,776	24,171	192,947
比 較	長 等								
	議 員								
	その他の特別職								
	計								

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	370 (12) 【 215】	【 296,148】	1,420,359	987,257 【 58,330】	2,407,616 【 354,478】	452,474 【 51,927】	2,860,090 【 406,405】
補正前	370 (12) 【 215】	【 296,148】	1,420,359	986,957 【 58,330】	2,407,316 【 354,478】	452,474 【 51,927】	2,859,790 【 406,405】
比 較				300	300		300

()内は再任用短時間勤務職員数を別掲、【 】内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	管理職手当
	補正後	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	51,329	4,007	51,402
	補正前	44,664	308,710	256,799	21,084	25,732	51,029	4,007	51,402
	比 較						300		
	区 分	宿日直手当	休日勤務手当	夜間勤務手当	退職手当	管理職員特別 勤務手当	地域手当	単身赴任手当	
補正後	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360		
補正前	2,148	23,144	5,625	187,545	3,354	1,354	360		
比 較									

議案第35号

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算書第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
第1款 水道事業収益	1,054,085千円	3,538千円	1,057,623千円
第1項 営業収益	954,285千円	△81,180千円	873,105千円
第2項 営業外収益	99,798千円	84,718千円	184,516千円

支 出

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費	1,052,133千円	3,538千円	1,055,671千円
第1項 営業費用	1,007,994千円	3,538千円	1,011,532千円

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業 収益			1,054,085	3,538	1,057,623	
	1. 営業収益		954,285	△81,180	873,105	
		1. 給水収益	900,530	△81,180	819,350	
	2. 営業外 収益		99,798	84,718	184,516	
		1. 他会計補助金	25,000	84,718	109,718	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的収入

(収 入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 水道事業			1,054,085	3,538	1,057,623				
収益	1. 営業収益		954,285	△81,180	873,105				
		1. 給水収益	900,530	△81,180	819,350				
						1. 水道料金	△81,180	水道基本料金3か月分の減免による 水道料金の減額	
	2. 営業外		99,798	84,718	184,516				
		収益	1. 他会計	25,000	84,718	109,718			
			補助金				1. 一般会計 補助金	84,718	水道基本料金3か月分の減免等に係る 一般会計補助金の増額

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算実施計画

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1. 水道事業費			1,052,133	3,538	1,055,671	
	1. 営業費用		1,007,994	3,538	1,011,532	
		4. 総係費	123,205	3,538	126,743	

令和5年度かすみがうら市水道事業会計補正予算説明書

収益的支出

(支 出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明	
						区分	金額		
1. 水道 事業費			1,052,133	3,538	1,055,671				
	1. 営業費用		1,007,994	3,538	1,011,532				
		4. 総係費		123,205	3,538	126,743		3,538	
							15. 通信運搬費	1,378	インボイス制度導入後に対象となる 減免対象月分検針票（水道料金）の再 通知に要する費用
					16. 委託料	2,160	水道基本料金減免に係るシステム改 修に要する費用		

議案第36号

市道路線の認定について

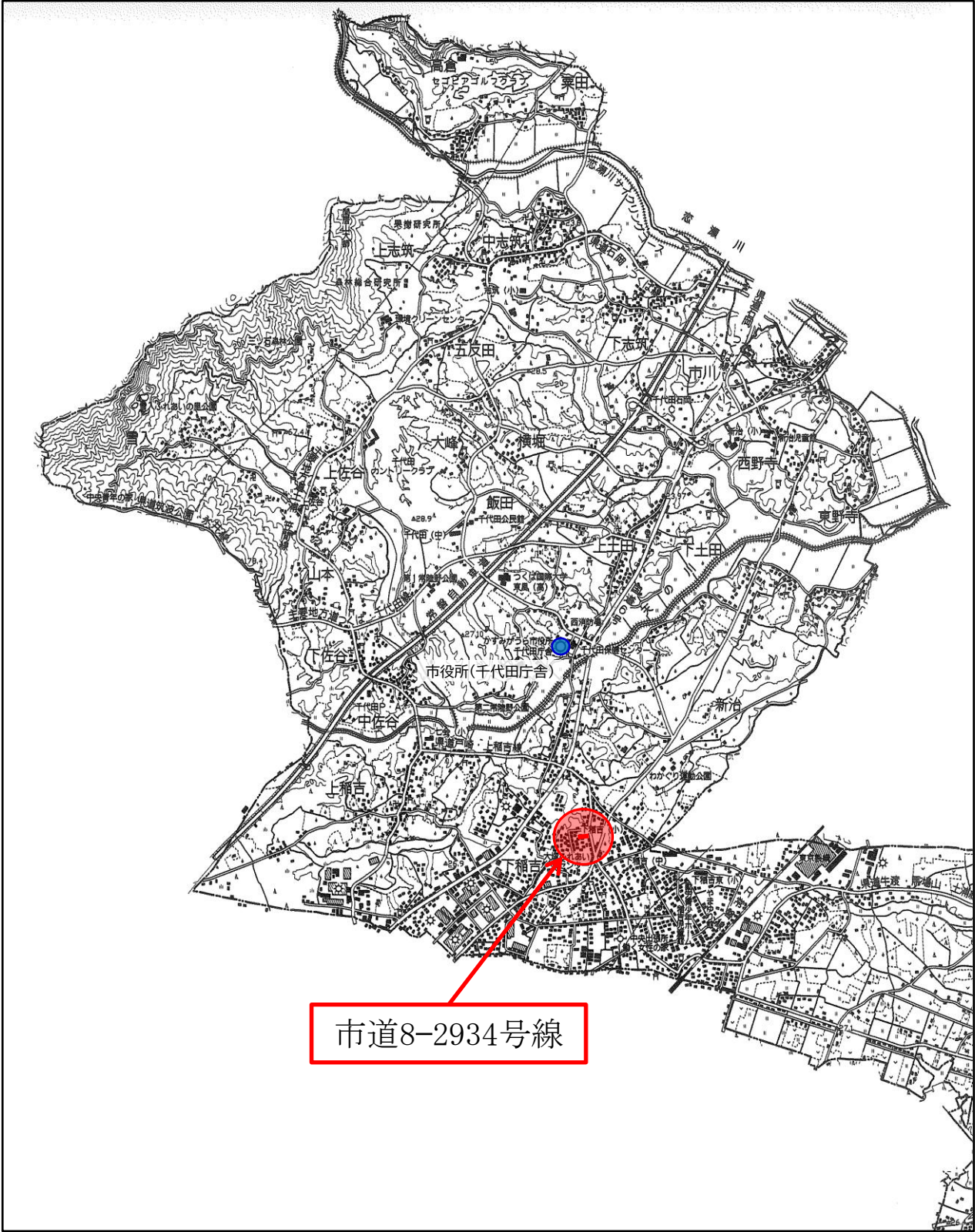
道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、議会の議決を求める。

令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

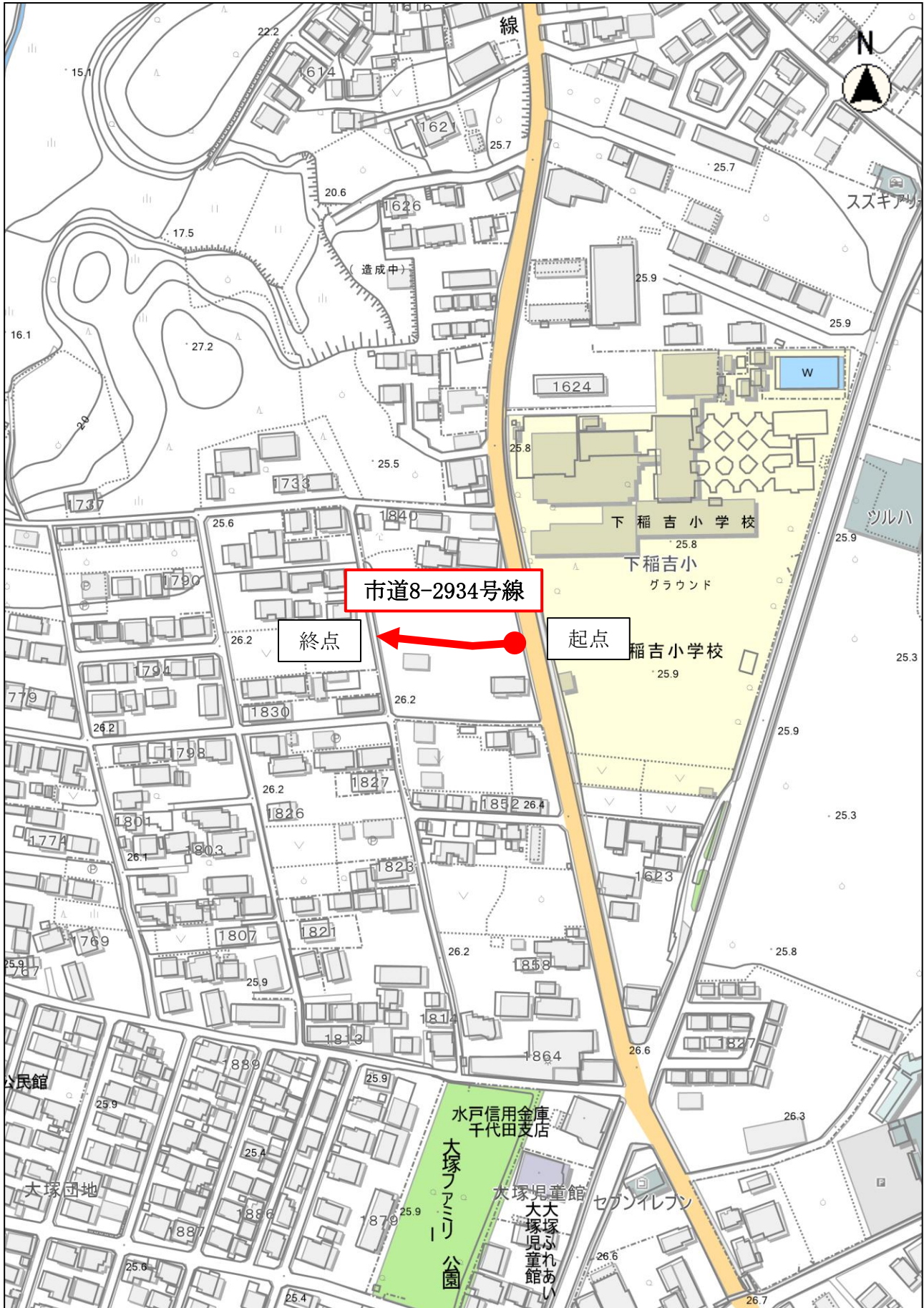
路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2934	下稲吉 1844番9	下稲吉 1844番14	6.00～11.29	68.63

路線認定位置図（千代田地区）



詳細位置図 (認定路線図)

認定路線 



議案第 37 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

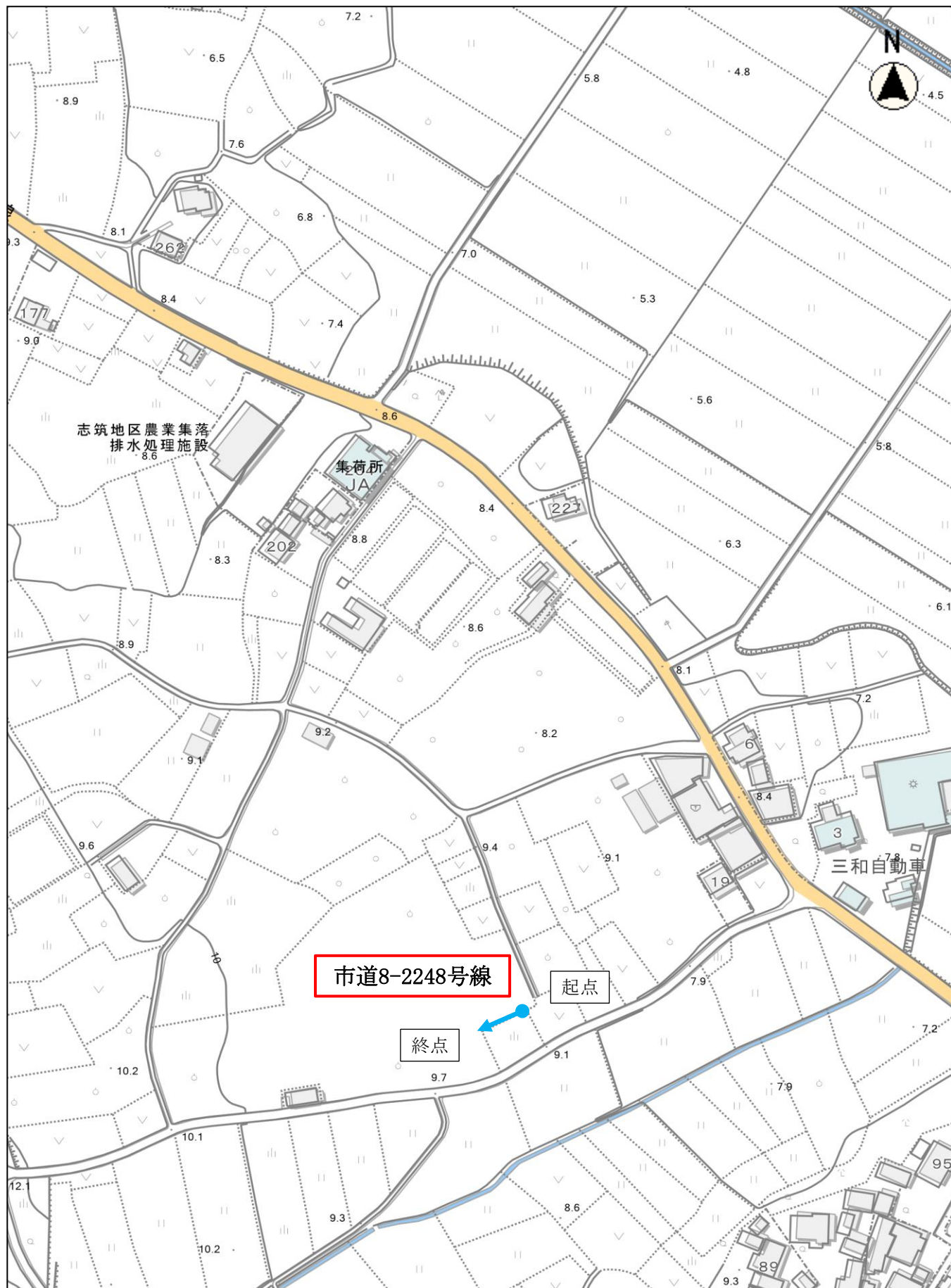
路線名		道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	8-2248	中志筑 36 番	中志筑 35 番	2.80～2.80	23.00

路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図 (廃止路線図)

廃止路線 



議案第 38 号

市道路線の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を変更することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

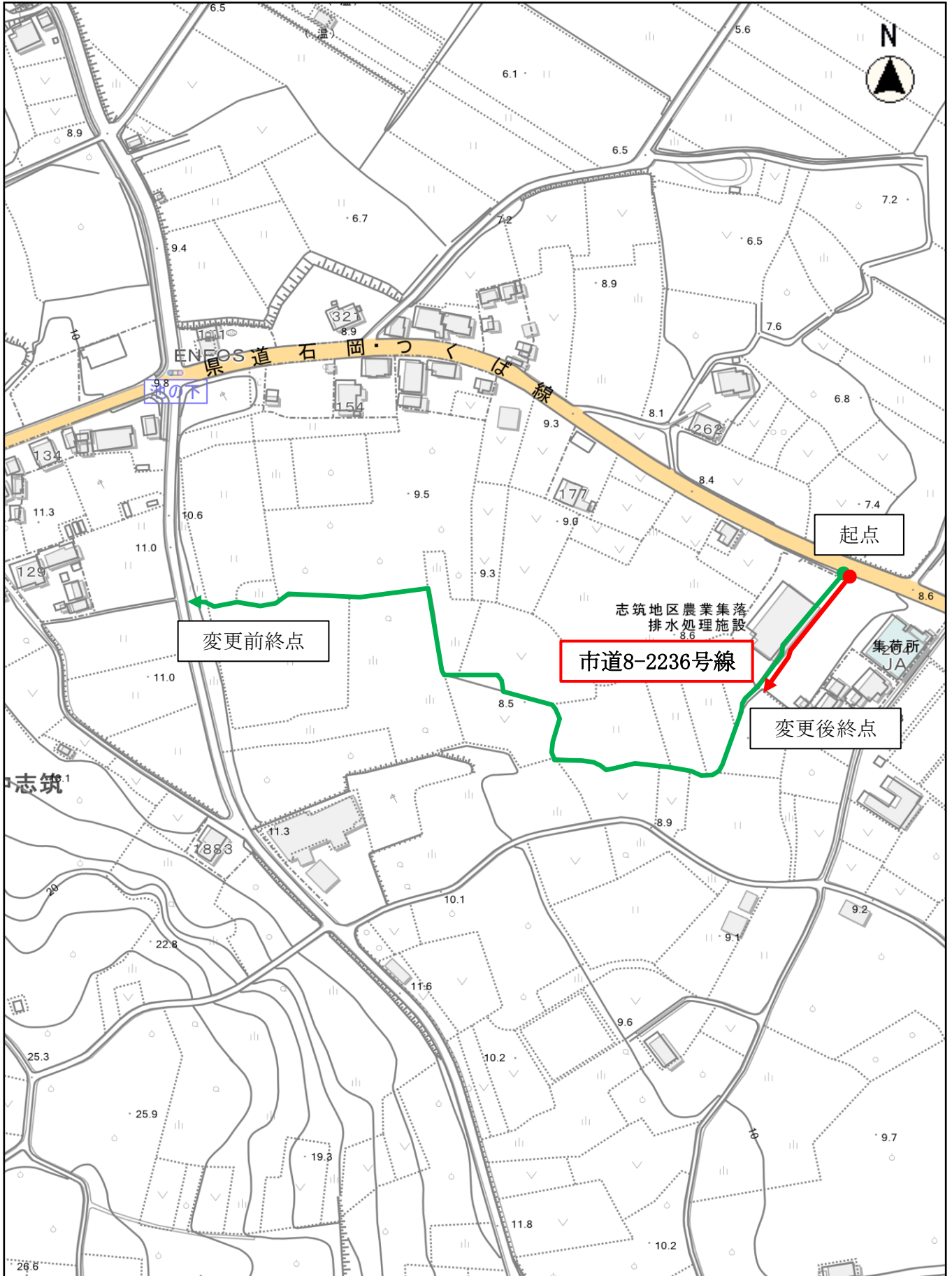
路線名			道路区域（区間）		敷地の幅員	総延長
種別	番号		起点側（地番）	終点側（地番）	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2236	(旧)	中志筑 195 番	中志筑 158 番 1	1.00～4.40	434.00
		(新)	中志筑 194 番 1	中志筑 196 番 1	1.65～1.80	65.00

路線変更位置図（千代田地区）



詳細位置図 (変更路線図)

変更前路線  変更後路線 



議案第39号

市道路線の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第2項の規定により、下記のとおり市道路線を変更することについて、同条第3項の規定により議会の議決を求める。

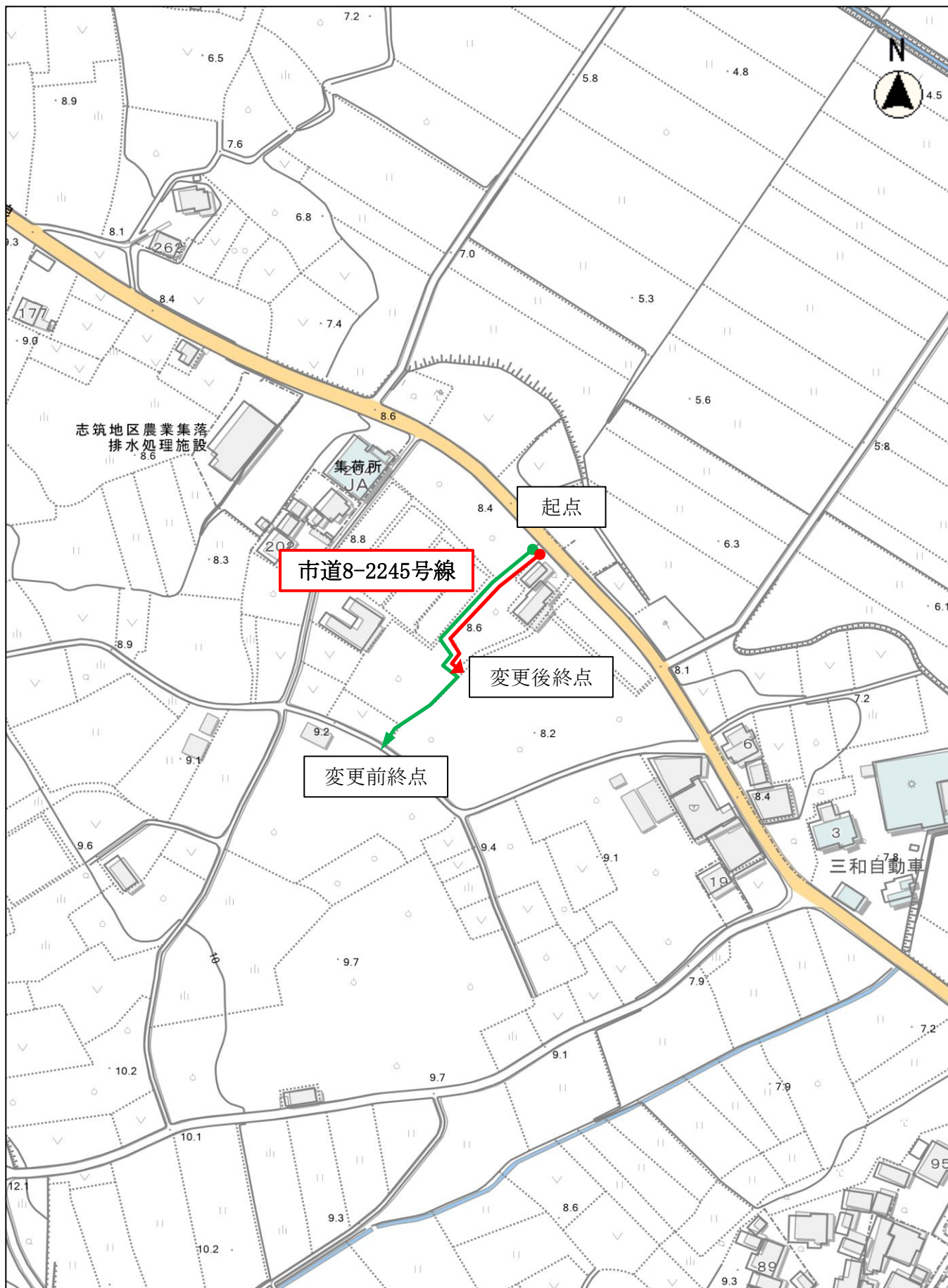
令和5年6月6日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

路線名			道路区域（区間）		敷地の幅員	総延長
種別	番号		起点側（地番）	終点側（地番）	最小～最大(m)	(m)
その他	8-2245	(旧)	中志筑 218 番 1	中志筑 212 番	0.70～1.40	128.00
		(新)	中志筑 205 番 1	中志筑 15 番 1	0.70～1.40	78.00

詳細位置図 (変更路線図)

変更前路線  変更後路線 



(参考資料)

付議事件（条例）条文新旧対照表

かすみがうら市税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の<u>同項</u>の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税<u>若しくは市民税に充当し</u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>に充当する</u>。</p> <p>3（略）</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9（略）</p> <p>2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は<u>当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付すべき金額により</u>当該納税義務者の<u>前項</u>の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の県民税、<u>個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し</u>、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>を納付し、若しくは納入する</u>。</p> <p>3（略）</p>
<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2（略）</p>	<p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第36条の3の2（略）</p> <p><u>2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書(その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出し</u></p>

た場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書)に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

- 2** 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 3** 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 4** 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法)であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項におい
- 3** 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。
- 4** 第1項及び前項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。
- 5** 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

<p>て同じ。)により提供することができる。</p> <p>5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>	<p>て同じ。)により提供することができる。</p> <p>6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。</p>
<p>(個人の市民税の徴収の方法)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(個人の市民税の徴収の方法等)</p> <p>第38条 個人の市民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により徴収する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。</p>
<p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額及び県民税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>	<p>(個人の市民税の納税通知書)</p> <p>第41条 個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の市民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の合算額(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定により徴収する場合にあっては特別徴収の方法により徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。</p>
<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号</p>	<p>(給与所得に係る個人の市民税の特別徴収)</p> <p>第44条 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、同日において給与の支払を受けている者(次の各号</p>

に掲げる者のうち特別徴収の方法によって徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合においては、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を特別徴収の方法によって徴収する。

(1)及び(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によって給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によって徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によって徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一

に掲げる者のうち特別徴収の方法により徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条において「給与所得者」という。)である場合には、当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)の合算額を特別徴収の方法により徴収する。

(1)及び(2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により特別徴収の方法により徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定により給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法により徴収することとなった後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法により徴収することが適当でないと認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされたい旨の申出があった場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市長は、当該特別徴収の方法により徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通

<p>部を普通徴収の方法により徴収するものとする。</p>	<p>徴収の方法により徴収するものとする。</p>
<p>4 (略)</p>	<p>4 (略)</p>
<p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>によって</u>給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>によって</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>によって</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>	<p>5 納税義務者である給与所得者に対し、給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の4月30日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となった者(所得税法第183条の規定<u>により</u>給与の支払をする際、所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。)を通じて、当該異動<u>により</u>従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなった日の属する月の翌月の10日(その支払を受けなくなった日が翌年の4月中である場合には、同月30日)までに、第1項の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法<u>により</u>徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあった場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると市長が認めるときは、この限りでない。</p>
<p>6 特別徴収の方法<u>によって</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>によつて</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌</p>	<p>6 特別徴収の方法<u>により</u>個人の市民税を徴収される納税義務者が当該年度の初日の属する年の6月1日から12月31日までの間において給与の支払を受けないこととなり、かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されたい旨の当該納税義務者からの申出があった場合及び当該納税義務者が翌年の</p>

<p>年の1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けなかった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p>	<p>1月1日から4月30日までの間において給与の支払を受けなかった場合には、その者に対してその年の5月31日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものがあるときに限り、当該月割額の全額(同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなったときにあっては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができる額)を特別徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式による納入書<u>によって</u>納入しなければならない。</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等)</p> <p>第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を徴収した月の翌月10日までに、その徴収した月割額を施行規則第5号の15様式<u>又は第5号の15の2様式</u>による納入書<u>により</u>納入しなければならない。</p>
<p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった場合<u>においては</u>、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知によって</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人</p>	<p>(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条 個人の市民税の納税者が給与の支払を受けなくなったこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった場合<u>には</u>、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>それぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p> <p>2 法第321条の6第1項の<u>通知により</u>変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人</p>

<p>人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を<u>こえる</u>場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の規定によって</u>当該納税者の未納に係る徴収金に<u>充当する</u>。</p>	<p>人の市民税の納税者について、既に特別徴収義務者から市に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を<u>超える</u>場合(徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。)において当該納税者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、<u>法第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該納税者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p>
<p>(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>によって徴収することが</u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合<u>においては</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>によって徴収する場合においては</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年</p>	<p>(公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収) 第47条の2 個人の市民税の納税義務者が当該年度の初日の属する年の前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同日において老齢等年金給付(法第321条の7の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この節において同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の者(特別徴収の方法<u>により徴収することが</u>著しく困難であると認められるものとして次に掲げるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。)である場合<u>には</u>、当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額<u>(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)</u>の合算額(当該納税義務者に係る均等割額を第44条第1項の規定により特別徴収の方法<u>により徴収する場合には</u>、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この条</p>

<p>金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>によって徴収する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>によって</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。</p>	<p>及び第47条の5において同じ。)の2分の1に相当する額(以下この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法<u>により徴収する。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 特別徴収の方法<u>により</u>徴収することとした場合には当該年度において当該老齢等年金給付の支払を受けないこととなると認められる者</p> <p>2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第40条第1項の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法<u>により</u>徴収する。</p>
<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>によって</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>においては</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>においては</u><u>は</u>直ちに、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収するものとする。</p>	<p>(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ)</p> <p>第47条の6 法第321条の7の7第1項又は第3項(これらの規定を法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった金額に相当する税額は、その特別徴収の方法<u>により</u>徴収されないこととなった日以後において到来する第40条第1項の納期がある場合<u>には</u>そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合<u>には</u>直ちに、普通徴収の方法<u>により</u>徴収するものとする。</p>

<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法によって</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の規定によって</u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金に<u>充当する</u>。</p>	<p>2 法第321条の7の7第3項(法第321条の7の8第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の<u>方法により</u>徴収されないこととなった特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から市に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。)において当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法<u>第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により</u>当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。</p>
<p>(法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告</p>	<p>(法人の市民税の申告納付) 第48条 市民税を申告納付する義務がある法人は、法第321条の8第1項、第2項、第31項、第34項及び第35項の規定による申告書(第9項、第10項及び第12項において「納税申告書」という。)を、同条第1項、第2項、第31項及び第35項の申告納付にあってはそれぞれこれらの規定による納期限までに、同条第34項の申告納付にあっては遅滞なく市長に提出し、及びその申告に係る税金又は同条第1項後段及び第2項後段の規定により提出があったものとみなされる申告</p>

<p>書に係る税金を施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p>	<p>書に係る税金を施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 法第321条の8第34項に規定する申告書(同条第33項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。)に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第1項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。第7項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(申告書を提出した日(同条第35項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>6～16 (略)</p>
<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合においては、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第</p>	<p>(法人の市民税に係る不足税額の納付の手続)</p> <p>第50条 法人の市民税の納税者は、法第321条の12の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額を当該通知書の指定する期限までに、施行規則第22号の4様式又は第22号の4の2様式による納付書により納付しなければならない。</p> <p>2 前項の場合には、その不足税額に法第321条の8第1項、第2項又は第31項の納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第1項又は</p>

<p>1項又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>	<p>第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</p> <p>3及び4 (略)</p>
<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 原動機付自転車 ア～ウ (略)</p> <p>エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪距(2以上の輪距を有するもの)にあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、<u>側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車</u>を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの</p> <p style="text-align: right;">年額 3,700円</p> <p>(2)及び(3) (略)</p>
<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に</p>	<p>(たばこ税の申告納付の手続)</p> <p>第98条 前条の規定によってたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における売渡し等に</p>

<p>係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p>	<p>係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第96条第1項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに次条第1項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した施行規則第34号の2様式による申告書を市長に提出し、及びその申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。この場合において、当該申告書には、第96条第3項に規定する書類及び次条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 前項の修正申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限。第101条第2項において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p>
<p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納</p>	<p>(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)</p> <p>第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納</p>

<p>付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>	<p>付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。</p> <p>2 (略)</p>
<p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和6年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 (略) (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め</p>	<p>附 則 (肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p> <p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p> <p>2及び3 (略) (読替規定)</p> <p>第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで又は第63条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで若しくは第63条」とする。</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定め</p>

<p>る割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法<u>附則第15条第26項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>7 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法<u>附則第15条第26項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>14 法附則第64条に規定する市町村の条例で定める割合は、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種として同意導入促進基本計画(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第50条第2項に規定する同意導入促進基本計画をいう。)に定める業種に属する事業の用に供する法附則第64条に規定する</p>	<p>る割合)</p> <p>第10条の2 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>5 法<u>附則第15条第25項第1号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>7 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>8 法<u>附則第15条第25項第2号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。</p> <p>9 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>10 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>11 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>12 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>13 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>14 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。</p>
--	--

特例対象資産にあっては0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第13項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

2～11 (略)

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後、申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令

附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第13項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の4 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日(第54条第6項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第1項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第16条の3第6項(同条第7項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えて適用される同条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、3月31日)までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の5第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の3第1項に規定する被災住宅用地の上に平成30年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 施行規則附則第7条第17項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の3第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和3年度分及び令和4年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の3第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の3第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納

税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の3第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定められた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の3第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等(以下この項において「特定仮換地等」という。)に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。
(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2及び3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から**第8項**までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車**が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分**の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリ

第15条の6 (略)

2 (略)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から**第4項**までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車**が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分**の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

ン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7(イ)	3,900円	2,000円
第2号7(ウ)	6,900円	3,500円
①		
	10,800円	5,400円
第2号7(ウ)	3,800円	1,900円
②		
	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号7(イ)	3,900円	3,000円
第2号7(ウ)	6,900円	5,200円
①		
	10,800円	8,100円
第2号7(ウ)	3,800円	2,900円
②		
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用のものを除く。)に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法附則第30条第7項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の

3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の

軽自動車税の種別割に限り、**第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句**とする。

- 8 法**附則第30条第8項**の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、**当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車**が令和4年4月1日から**令和5年3月31日**までの間に初回車両番号指定を受けた場合には**令和5年度分**の軽自動車税の種別割に限り、**第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句**とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から**第8項**までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに**100分の10**の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

種別割に限り、**同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(ウ)①中「6,900円」とあるのは「3,500円」と**する。

- 4 法**附則第30条第4項**の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車**が令和4年4月1日から令和7年3月31日**までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、**当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分**の軽自動車税の種別割に限り、**同条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(ウ)①中「6,900円」とあるのは「5,200円」と**する。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から**第4項**までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 (略)

- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに**100分の35**の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

<p>第17条の2 昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>	<p>第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。</p> <p>3 (略)</p>
--	--

<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。<u>次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。</u>）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>	<p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;"><u>(施行期日)</u></p> <p>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p><u>(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条例による改正後の市税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日</u></p> <p><u>(2) 第34条の9第2項、第38条第1項の改正規定、同条第2項の次に1項を加える改正規定、第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定、附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並び</u></p>

	<p><u>に附則第4条第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定</u> <u>令和6年1月1日</u></p> <p><u>(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定</u> <u>令和7年1月1日</u> <u>(市民税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき市税条例(例)第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。</u> <u>(固定資産税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。</u></p> <p><u>2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)</u></p>
--	--

をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「2号施行日」という。）以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、2号施行日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種

	別割については、なお従前の例による。
--	---------------------------

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が22万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、22万円とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が20万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属</p>

<p>者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあっては、43万円に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金 額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民 健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属 者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあっては、43万円に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき52万円を加算し た金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあっては、43万円に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき29万円を加算し た金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金 額及び山林所得金額の合算額が、43万円 (納税義務者並びにその世帯に属する国民 健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属 者のうち給与所得者等の数が2以上の場合 にあっては、43万円に当該給与所得者等の 数から1を減じた数に10万円を乗じて得た 金額を加算した金額)に被保険者及び特定 同一世帯所属者1人につき53万5,000円を加 算した金額を超えない世帯に係る納税義務 者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>2 (略)</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険 税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 国民健康保険税の納税義務者で ある世帯主又はその世帯に属する国民健康 保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属 者が特例対象被保険者等(法第703条の5の 2第2項に規定する特例対象被保険者等をい う。第28条の2において同じ。)である場 合における第3条及び前条第1項の規定の適 用については、第3条第1項中「規定する総 所得金額」とあるのは「規定する総所得金 額(第27条の2に規定する特例対象被保険者 等の総所得金額に給与所得が含まれている 場合においては、当該給与所得について</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険 税の課税の特例)</p> <p>第27条の2 国民健康保険税の納税義務者で ある世帯主又はその世帯に属する国民健康 保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属 者が特例対象被保険者等(法第703条の5の 2第2項に規定する特例対象被保険者等をい う。第28条の2第1項において同じ。)で ある場合における第3条及び前条第1項の規 定の適用については、第3条第1項中「規定す る総所得金額」とあるのは「規定する総所 得金額(第27条の2に規定する特例対象被保 険者等の総所得金額に給与所得が含まれて いる場合においては、当該給与所得につい</p>

<p>は、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p>	<p>ては、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第1項各号」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額(次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。)及び」とする。</p>
<p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第28条の2 (略) 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)<u>その他の特例対象被保険者等であること</u>の事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る申告) 第28条の2 (略) 2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証(雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。)<u>又は雇用保険受給資格通知(同令第19条第3項に規定するものをいう。)</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p>
<p>附 則 1~4 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第27条第1項</u>の規定の適用については、<u>同項</u>中</p>	<p>附 則 1~4 (略) (公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例) 5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における<u>第27条</u>の規定の適用については、<u>同条第1項</u>中</p>

「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条

「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項

第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金

額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並

額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人

びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人

税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中

税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び

<p>「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

改正前		改正後	
別表第1(第4条関係)		別表第1(第4条関係)	
機関	事務	機関	事務
(略)	(略)	(略)	(略)

34 教育長		(略)	34 市長		<u>生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う事務であって規則で定めるもの</u>
			35 教育長		(略)
別表第2(第4条関係)			別表第2(第4条関係)		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	(略)	生活保護法 <u>(昭和25年法律第144号)</u> による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの	1 市長	(略)	<u>(1) 生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの</u>
2 市長	(略)	(1)及び(2) (略)	2 市長	(略)	(1)及び(2) (略) <u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>
3 (略)			3 (略)		
4 市長	(略)	(1)及び(2) (略)	4 市長	(略)	(1)及び(2) (略) <u>(3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

5 (略)			5 (略)		
6 市長	(略)	(1)及び(2) (略)	6 市長	(略)	(1)及び(2) (略) <u>(3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの</u>
7 市長	(略)	(1)及び(2) (略)	7 市長	(略)	(1)及び(2) (略) <u>(3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの</u>
8 (略)			8 (略)		
9 市長	(略)	(1)～(3) (略)	9 市長	(略)	(1)～(3) (略) <u>(4) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの</u>
10 (略)			10 (略)		
11 市長	(略)	(1)～(3) (略)	11 市長	(略)	(1)～(3) (略) <u>(4) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの</u>
12 (略)			12 (略)		
13 市長	(略)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	13 市長	(略)	<u>(1)</u> 生活保護関係情報であって規則で定めるもの <u>(2) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの</u>
14 市長	(略)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	14 市長	(略)	<u>(1)</u> 生活保護関係情報であって規則で定めるもの <u>(2) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの</u>
15 市長	(略)	(1)及び(2) (略)	15 市長	(略)	(1)及び(2) (略) <u>(3) 外国人生活保護 関係情報であって規</u>

					則で定めるもの
16	(略)			16	(略)
17	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	17	市長 (略) (3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
18	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	18	市長 (略) (3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
19	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	19	市長 (略) (3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
20	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	20	市長 (略) (3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
21	(略)			21	(略)
22	市長	(略)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	22	市長 (略) (1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
23	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	23	市長 (略) (3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
24及び25	(略)			24及び25	(略)
26	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	26	市長 (略) (3) 外国人生活保護 関係情報であって規 則で定めるもの
27	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	27	市長 (略) (1)及び(2) (略)

								<u>(3) 外国人生活保護 関係情報であって規則 で定めるもの</u>
28	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	28	市長	(略)	(1)及び(2) (略)	<u>(3) 外国人生活保護 関係情報であって規則 で定めるもの</u>
29	市長	(略)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	29	市長	(略)	<u>(1) 生活保護関係情報 であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 外国人生活保護 関係情報であって規則 で定めるもの</u>	
30	市長	(略)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	30	市長	(略)	<u>(1) 生活保護関係情報 であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 外国人生活保護 関係情報であって規則 で定めるもの</u>	
31 (略)				31 (略)				
32	市長	(略)	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	32	市長	(略)	<u>(1) 生活保護関係情報 であって規則で定めるもの</u> <u>(2) 外国人生活保護 関係情報であって規則 で定めるもの</u>	
別表第3(第5条関係)				別表第3(第5条関係)				
情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報	情報照 会機関	事務	情報提 供機関	特定個人情報	
1 教 育長	(略)	(略)	(1)及び(2) (略)	1 教 育長	(略)	(略)	(1)及び(2) (略)	<u>(3) 外国人生活 保護関係情報であって規則で 定めるもの</u>

	<p style="text-align: center;">附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>
--	--